



農林漁業団体[※]に勤めていた
住所未登録の方を
しています!

このままでは

特例一時金の

ご案内ができないため、支給できません!

チェック まずは、ご自身が特例一時金の対象者
なのか、セルフチェック!

特例一時金の対象者は、農協、漁協、森林組合などの農林漁業団体に[※]お勤めされた方です。
以下の項目にチェックのある方は対象者の可能性があります。

- 短期間でお辞めになった方
- ご結婚されて苗字が変わった方
- 県外に引越しされている方

※ 農林年金の対象団体は、農協、全農、経済連、県農、ホクレン、全共連、共済連、農林中央金庫、信連、厚生連(厚生連病院、厚生病院)、
漁協、信漁連、漁船保険、漁業信用基金協会、漁業生産調整組合、漁業共済、森林組合、酪農協、開拓農協、農業共済組合、土地改良区、
土地改良連合会、農業会議、農業信用基金、開拓融資保証協会、たばこ耕作組合、農事組合法人などです。

お心当たりのある方は、下記までご確認を!



また

特例一時金の請求には期限があります

特例一時金給付の請求期限(時効)は **令和7年3月末**

農林年金 住所登録センター

0120-199-155

[受付時間]
9時~17時
(土・日・祝日を除く)

農林年金
農林漁業団体職員共済組合

農林漁業団体職員共済組合
東京都台東区秋葉原2-3

<https://www.norin-nenkin.or.jp/> 農林年金

ツイッター @norin_nenkinで検索

